



「信濃川やすらぎ堤」に更なる ”にぎわいを!” ～地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用が可能に～

これまで、北陸地方整備局と新潟市では、「ミスベリングやすらぎ堤会議（H27.1.31開催）」や「信濃川やすらぎ堤利用調整協議会」等で信濃川やすらぎ堤の利用について検討してまいりました。

このたび、北陸地方整備局は、新潟市からの要望を踏まえて、河川敷地占用許可準則に基づく「都市・地域再生等利用区域」の指定を行います。

区域指定にあたり下記のとおり、北陸地方整備局河川部長から新潟市長に対し区域指定書の交付を行います。

今回の区域指定を行うことで、占用主体である新潟市が公募により選定した民間事業者等と使用契約を結ぶことで、オープンカフェや売店などの店舗営業やイベントの開催が可能となります。

記

1. 日 時：平成28年2月25日（木）10時15分～
2. 場 所：新潟市役所 本館3階 秘書課第4会議室
（新潟市中央区学校町通1番町602番地1）
3. 内 容：北陸地方整備局河川部長から新潟市長へ区域指定書の交付
4. その他：都市・地域再生等利用区域については、添付資料を参考としてください。

【同時配布先】

県政記者クラブ
新県政記者クラブ
新潟市政記者クラブ
新市政記者クラブ
三条市政記者クラブ

【問い合わせ先】

※都市・地域再生等利用区域の指定等について

国土交通省 北陸地方整備局河川部 水政課長 いちかわ 市川 祥夫

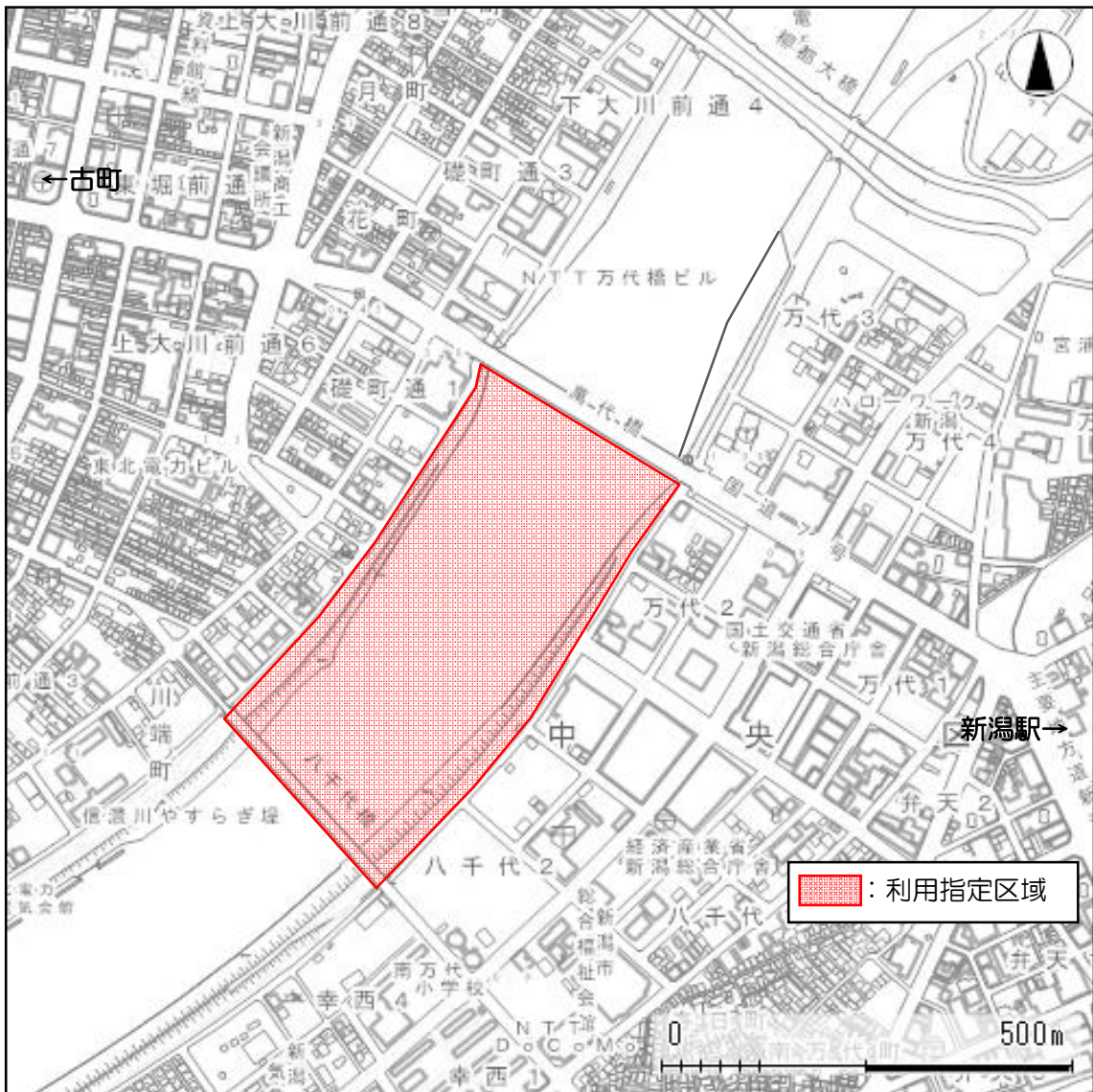
電話 (025)370-6767 FAX (025)280-8956

※新潟市による公募、取材の申し込み等について

新潟市都市政策部まちづくり推進課 都市デザイン担当 なかやま 中山 博志

電話 (025)226-2716(直通) FAX (025)229-5190

都市・地域再生等利用区域



都市・地域再生等利用区域の制度概要

民間資本等による地域の核となる賑わい空間創出の取組(占用許可準則の緩和)

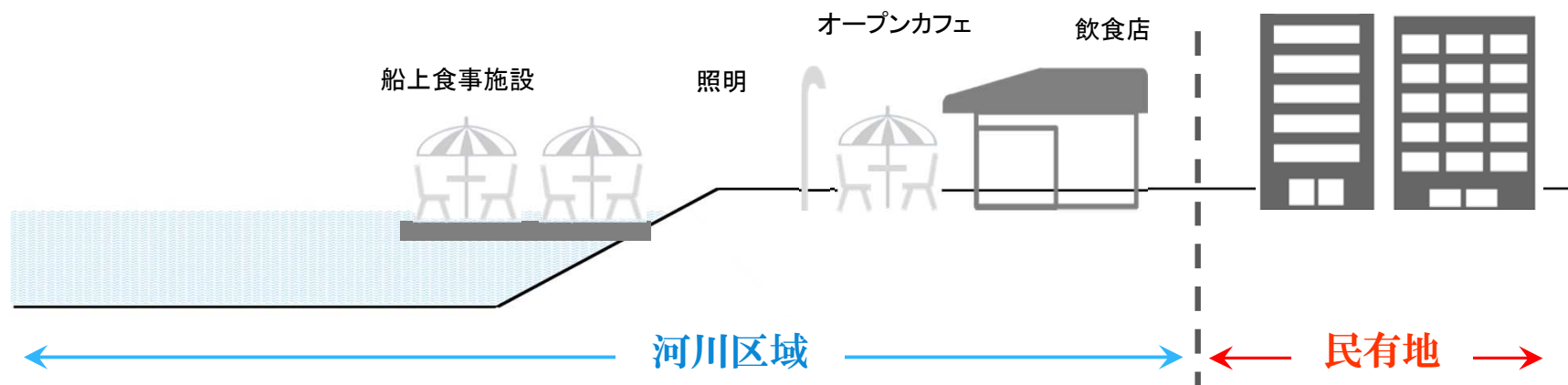


国土交通省

別紙

【H23.3 準則改正】
河川占用許可
柔軟化

▼条件「都市・地域再生等利用区域指定」
全国で民間事業者の企業活動(商売)が可能に！



これまで

占用施設

公園、運動場、橋梁
送電線など公共的なもの

占用主体

地方公共団体、公益事業者

「都市・地域再生等利用区域」に指定

占用施設

飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、照明
船上食事施設など

占用主体

公的主体、民間事業者

(平成23年3月 河川敷地占用許可準則 改正)

【河川敷地占用許可準則】

(都市・地域再生等利用区域の指定等)

第二十二

- 河川管理者は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占用することができる河川敷地の区域(以下「都市・地域再生等利用区域」という。)を指定することができる。
- 2 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域を指定するときは、併せて当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占用の方針(以下「都市・地域再生等占用方針」という。)及び当該施設の占用主体(以下「都市・地域再生等占用主体」という。)を定めるものとする。
- 3 都市・地域再生等占用方針には、次に掲げる施設のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設及びその許可方針を定めるものとする。

一. 広場

二. イベント施設

三. 遊歩道

四. 船着場

五. 船舶係留施設又は船舶上下架施設(斜路を含む。)

六. 前各号に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等

七. 日よけ

八. 船上食事施設

九. 突出看板

一〇. 川床

一一. その他都市及び地域の再生等のために利用する施設(これと一体をなす第六号に掲げる施設を含む。)

- 4 都市・地域再生等占用主体には、次に掲げる者のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる者を定めるものとする。

一. 第六に掲げる占用主体

- 二. 営業活動を行う事業者等であって、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められたもの

三. 営業活動を行う事業者等

- 5 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定(都市・地域再生等占用方針の策定及び都市・地域再生等占用主体の指定を含む。第7項において同じ。)をしようとするときは、あらかじめ、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等の活用などにより地域の合意を図らなければならない。

- 6 都市・地域再生等利用区域は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が当該河川敷地を占有することにより治水上又は利水上の支障等を生じることがない区域でなければならない。

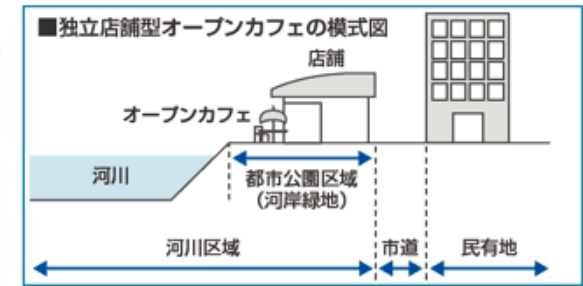
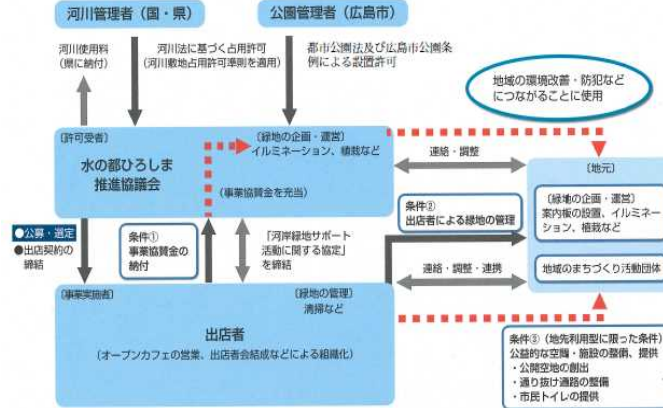
- 7 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定をしたときは、その旨を公表するものとする。

民間事業者による河川敷地での営利活動を可能にする河川敷地占用許可準則の緩和により、広島市の京橋川では、平成17年10月に全国で初めて常設(独立)店舗を設置する等、河畔空間を活用した民間企業によるオープンカフェの出店やイベントの開催等によって、にぎわいのある水辺を創出。

取組以前



【協議会による占用のしくみ】



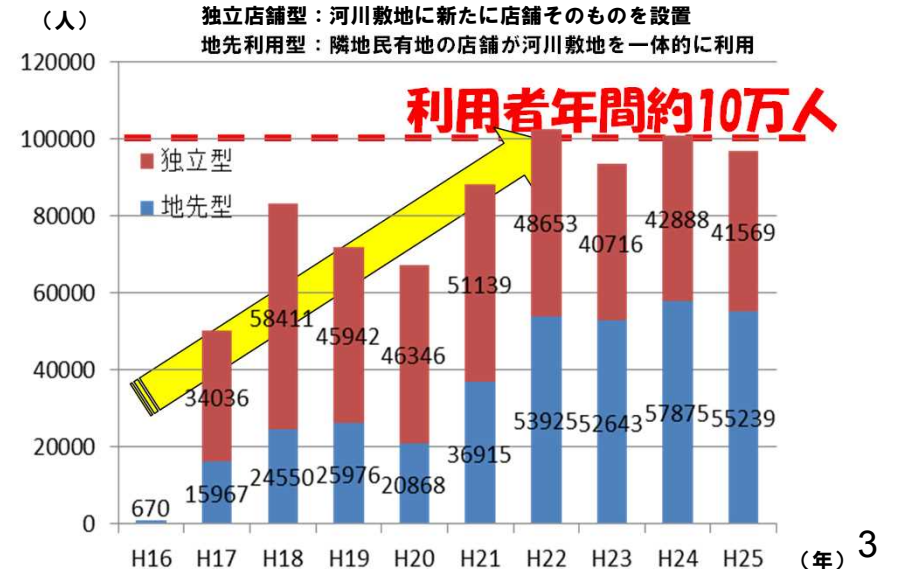
【スキームのポイント】

- ・民間資金による公共空間整備の実現【利益の社会還元】
 - ・出店者の社会的活動により、地域との関わりをつくる【地域貢献（ソフト）】
 - ・民間施設の公益的な活用を導く【地域貢献（ハード）】
- 条件⑤（地先利用型に限った条件）
公益的な空間・施設の確保、提供
・公開空地の創出
・通り抜け通路の整備
・市民トイレの提供

現在の状況



【オープンカフェ利用者数の推移】



規制緩和と民間活力による地域活性化（道頓堀川：大阪市）

民間事業者による河川敷地での営利活動を可能にする河川敷地占有許可準則の緩和により、大阪市の道頓堀川では、大阪市と民間企業による川の兩岸の遊歩道（とんぼりリバーウォーク）の整備や船着場の整備に合わせ、オープンカフェの設置やイベントの開催等によって、にぎわいのある水辺を創出。

